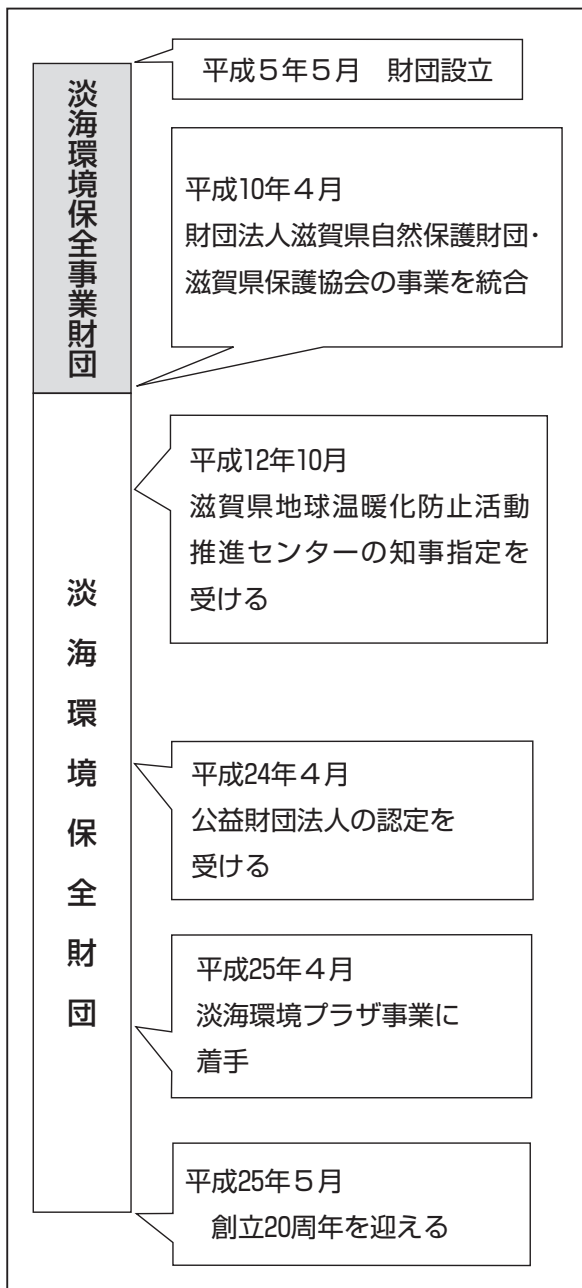
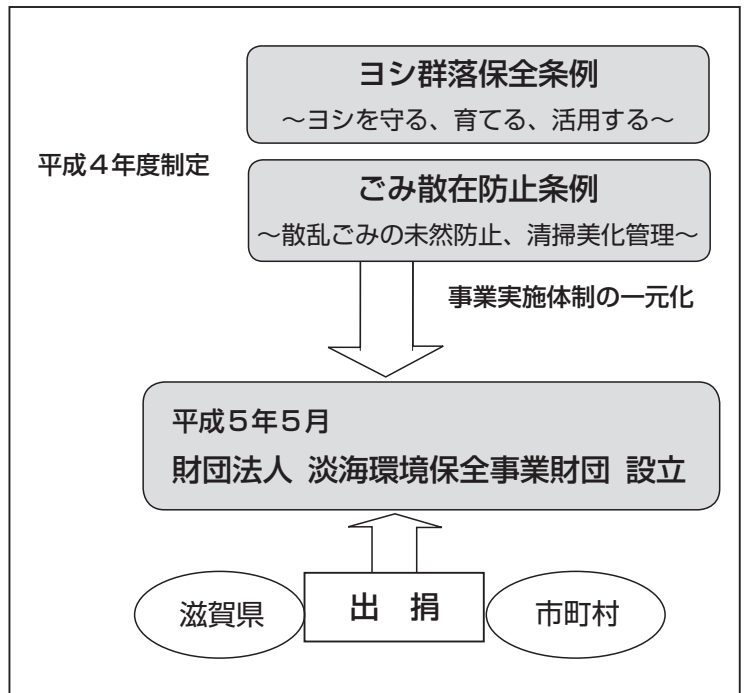


## 財団20年のあゆみ

平成4年にヨシ群落保全条例とごみ散乱防止条例が施行され、琵琶湖の保全や環境美化等の事業を一元的に実施する組織として、条例施行の翌年の平成5年5月に県と50市町村（当時）の出捐により財団の前身である「財団法人淡海環境保全事業財団」が設立されました。

その後、平成10年には、県の外郭団体見直しの一環で、類似事業の効率化の観点から滋賀県自然保護財団と滋賀県自然保護協会が廃止され当財団の事業に統合されることになり、名称も「淡海環境保全財団」に変更されています。



さらに、平成12年には県知事から、地球温暖化対策の普及啓発を強化、推進する組織として「滋賀県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受け、平成24年には平成28年3月までの間の更新がおこなわれています。また、公益法人制度改革に迅速に対応し、平成24年4月に公益財団法人の認定を受け、時代のニーズにあった公共性、公益性の高い事業を継続して実施して今日に至っています。そして本年、20周年の節目の年を迎えた本財団では、新たに汚水処理の一層の効率化や省エネルギー化、さらには新技術の研究開発、普及促進を総合的に支援する拠点の一つとして、草津市矢橋の帰帆島において「淡海環境プラザ事業」に着手しました。このような変遷を経て、漸く本財団は、県内における民間環境団体の中核を担う活動の基盤が整い、今後、より充実した、琵琶湖をはじめとする滋賀の優れた自然環境の次世代への承継や人と自然の共生できる社会の実現をめざして、琵琶湖の生態系および水質保全のための各種事業に取り組んでいきます。



## 組織・体制

<b>設立年月日</b>	平成5年5月	財団法人淡海環境保全事業財団
<b>法人名称の変更</b>	平成10年4月	財団法人淡海環境保全財団
<b>公益財団法人認定</b>	平成24年4月	公益財団法人淡海環境保全財団
<b>目的</b>	琵琶湖をはじめとする滋賀県の豊かな自然環境の保全と地球温暖化の防止等持続可能な滋賀社会の構築を図るため、自然保護及び景観保全事業、琵琶湖の生態系や水質の保全事業、県土の環境美事業、温暖化防止・低炭素社会実現事業その他の事業を積極的に展開し、もって美しく住みよい滋賀の創造に寄与する。	

<b>事業内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自然保護および景観保全に関する事業</li> <li>(2) 琵琶湖における生態系および水質の保全等に関する事業</li> <li>(3) 循環型社会を目指した資源の有効利用に関する事業</li> <li>(4) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の実現に関する事業</li> <li>(5) 水環境の保全に向けた下水処理等に関する事業</li> <li>(6) 各号を推進するための活動助成および普及啓発事業</li> <li>(7) 各号を推進するための人材育成に関する事業</li> <li>(8) 各号を推進するための情報収集、提供に関する事業</li> <li>(9) 各号の事業に関連する受託事業</li> <li>(10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
-------------	---

<b>組織・体制</b>	理事長 1名 副理事長 1名 評議員 9名 理事 7名 (理事長、副理事長を含む) 監事 2名
--------------	--

